

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第3号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに係る事務

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：令和5年8月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方の明確化について改善を求めたもの 環境局の個別施設計画では、優先順位付けについて、「経過年数や劣化状況、不具合の程度を踏まえ、修繕や更新等を行う施設や時期を総合的に判断」と記載しているが、修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方が明確に示されていないかった。 【指摘事項】 1. 環境局は、これまでの個別施設計画の運用の中で得られた知見、データ等を集約、分析し、修繕や改修等の優先順位付けの考え方を明確化すること。 2. 環境局は、明確化した優先順位付けの考え方を個別施設計画に反映すること。 3. 環境局は、今後蓄積される知見、データを基にして、継続的に優先順位付けの考え方の見直しができるような仕組みを構築すること。	1. 個別施設計画の運用の中で得られた知見、データ等を集約、分析し、修繕や改修等の優先順位付けの考え方を明確化した。	措置済	令和5年1月4日
		2. 明確化した優先順位付けの考え方を個別計画に反映した。	措置済	令和5年3月31日
		3. 優先順位付けの見直しが継続的となるよう、毎年3回程度（6月、10月、3月を予定）個別施設計画に係る会議を行うこととし、局内に仕組みの構築と運用開始の周知説明を6月30日に行った。	措置済	令和5年6月30日